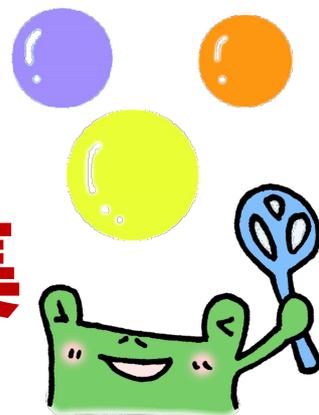


令和3年度「子どもの冒険ひろば」

実施団体募集



募集期間：令和3年3月15日(月)～4月26日(月)必着



子どもの冒険ひろばとは？

地域住民が運営する、野外の自由な遊び場です。

兵庫県では、NPO 団体や青少年団体・グループと協働し、平成15年から県内各地で開設しています。幼児や小学生の参加者を中心に、公園や空き地などでの禁止事項をできるだけなくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ということを基本に何でも自由な遊びができる場です。



応募の条件

兵庫県内に活動拠点を置くNPOや青少年団体・グループなどであって、次の要件を全て満たしているものとします。

- (1) 代表者及び主たる事務所を定めていること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 宗教または政治・営利活動を主たる目的とする団体、その他公共の福祉に反した活動を行う団体でないこと。
- (4) 業務を遂行する能力を有していること。
- (5) 常設ひろば(※)を 1箇所必ず開設することとし、原則として、年間12回以上実施すること。
※あらかじめ定めた場所において開設し、原則として月1回以上実施
- (6) 主体的あるいは地域団体等とも協力し、臨時的に場所を確保し、冒険ひろばの開設に努めること。(＝出前ひろばの実施)
- (7) 青少年(中学生以上)の居場所づくりとしてのひろば(※)の開設に努めること
※青少年(中学生以上)を参加者、もしくはボランティアとして受け入れることにより、青少年の心身の健全育成のための居場所として実施するもの。
- (7) 現場運営を担うプレーリーダー(※)を必ず配置すること。(※)裏面参照
- (8) 活動時には安全対策(感染症対策、熱中症対策)を必ず講じること。



募集団体数：概ね50団体



補助対象期間：

【新規団体】 補助金の交付決定日～令和4年3月31日

【前年度団体】 令和3年4月1日～令和4年3月31日



補助金額：

- ① 常設ひろばにおいて年間 12 回実施：25 万円を上限に補助
補助額には、安全対策（感染症予防対策、熱中症予防対策等）に必要な経費補助（上限5万円）を含む
- ② 年間 13 回以上実施：12 回を超える部分につき、1 回 1 万円を上限に加算
- ③ 青少年の居場所づくりとしてのひろばの実施
：年間 4 回程度開催することとし、4 万円（1 回につき 1 万円）を上限に加算

※ ①、②、③の合計は 50 万円を上限とする。

※ ②、③についての実施は、常設・出前ひろばを区別しない。



補助対象経費

- ・謝金・旅費・需用費・役務費・使用料
- ・安全対策費（感染症予防対策、熱中症対策）

※食糧費（会議・活動での弁当代、食事代、お茶代等）、事務機器、日常のひろば活動で使用しない季節用品、10 万円以上の物品購入、団体事務所の運営費（事務所経費）などは、対象外となります。



提出書類

※提出書類の様式は、兵庫県青少年本部のホームページからダウンロードできます。<https://seishonen.or.jp/honbu/>

※応募受付後、電話等で事業計画・内容等を確認する場合があります。



応募手続

提出書類に必要な事項を記入の上、募集期間内に兵庫県青少年本部まで郵送または、持参で提出してください。郵送の場合は**4月26日（月）必着**でお願いします。



選考方法

青少年本部において提出書類をもとに内容を審査し、補助団体を決定します。
決定は5月中旬を予定しています。



（※）プレーリーダーは、指導者ではなく、子どもたちの遊びや発想の“素材”を提供し、子どもたちの目線に立ってともに遊び、見守る人です。

プレーリーダーの役割は、道具類、遊具類の整備や素材の準備をはじめ、企画・運営や子どもがケガをした場合等の対処など多岐にわたります。

大人は子どもの遊びを規制しがちになりますが、そうした声と向き合ったりもします。子どもが自由な発想のもと遊べる環境を作り出す「子どもの冒険ひろば」に欠かせない存在です。

【問い合わせ先】

公益財団法人 兵庫県青少年本部 活動支援部 子どもの冒険ひろば担当
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館8階
TEL:078-891-7410 FAX:078-891-7418

